

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、住民登録をしている市区役所および町村役場の国民年金担当窓口で手続きをしてください。申請書は窓口へ備え付けてあります。

平成29年度の免除等の受付は平成29年7月1日から開始され、平成29年7月分から平成30年6月分までの期間を対象として審査を行います。

また、申請ができる過去期間については、申請書を提出した日から2年1カ月前までになります。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方等は、一度、市区役所および町村役場の国民年金担当窓口または年金事務所へご相談ください。

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受取額が少なくなります。

将来受取る老齢基礎年金を増額するために、免除等これらの期間の保険料については、10年以内であれば遡って納める（追納）ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納は、古い月のものから納付することとなりますが、次の点にご注意ください。

◎一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。

◎「法定免除・申請免除期間」が「納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。

※ 追納のお申込みを希望される方、またはご相談については、お近くの年金事務所までお願いします。

information 各種情報

留萌管内でもオレオレ詐欺 警報発令中！

留萌管内でオレオレ詐欺の予兆電話が多発しています！

犯人が息子などからの電話を装って、「携帯電話の番号が変わった」などという予兆電話をかけ、騙されそうになった人が多数出ています。

管内の予兆電話では、「喉にポリープができた」「会社のキャッシュカードが入った鞆をなくした」などという内容が共通しています。

ただ、電話をかけてくるのは男だけではなく、女の場合もあります。

あなたも狙われています！

被害に遭った人のほとんどが、「自分は騙されないと思っていた」とおっしゃいます。しかし、犯人側は騙すための練習をしているのです。

ご家族を名乗る電話でお金の話が出たら、一旦電話を切り、ご自分から息子さんや娘さんに連絡を取り、確認してください。

また、お年を召した親御さんがいらっしゃる方は、定期的に連絡をお取りいただくほか、家族しか知らない電話で使えるような合言葉を決めたり、留守番電話に「この電話は、振り込め詐欺防止のため、留守番電話にしております」などとメッセージを録音するよう頼むなど、対策をお考え下さい。

オレオレ詐欺は、家族を心配する気持ちに付け入る卑劣な犯罪です。

家族の「絆」で、詐欺を撃退してください。

◎問い合わせ先

北海道旭川方面留萌警察署

☎ 0164-42-0110

北海道留萌振興局保健環境部環境生活課

☎ 0164-42-8430